

令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙

不在者投票のご案内

小川町の選挙人名簿に登録されている方で、仕事や旅行等で町外に滞在されている場合や、住所を町外へ移転した場合には、最寄りの市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

《投票用紙の請求から投票までの流れ》

- 1 「不在者投票宣誓書兼請求書」を自書にて記入し、小川町選挙管理委員会に郵送または持参してください。FAXや電子メールでの申請はできません。
- 2 公示日の1月27日以降（国民審査の投票用紙を希望する場合は、2月1日以降）に、小川町選挙管理委員会から、滞在先の住所にレターパックライトで投票用紙等を郵送します。郵便事情等により、配達まで時間を要する場合もあります。
- 3 投票用紙等が届きましたら、送付されたもの一式を滞在地の選挙管理委員会または期日前投票所に持参し、不在者投票を行ってください。なお、投票する前に自宅で投票用紙を記入したり、開封厳禁と書かれた封筒や包装を開封した場合は、投票できません。
- 4 滞在先の選挙管理委員会から、投票済の投票用紙等が小川町選挙管理委員会へ郵送され、選挙当日に小川町の投票箱に入れられます。

※ 郵送には日数がかかります。投票済みの投票用紙等が投票日当日までに小川町選挙管理委員会に必ず到着するよう、投票用紙の請求や投票の手続きはお早めにお願いします。

★注意事項★

- 1 不在者投票ができる期間は、1月28日（公示日の翌日）から2月7日（投票日の前日）までです。投票日当日の2月8日は投票できません。
- 2 投票場所や受付時間については、必ず不在者投票を行う滞在地の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 3 不在者投票をした方は、二重投票防止のため、期日前投票・当日投票はできません。もし不在者投票を請求した後に、小川町の投票所で投票できるようになった場合は、必ず送付された投票用紙を投票所へお持ちください。お持ちでない場合は投票ができません。
- 4 今回の選挙では、国民審査の不在者投票を希望する場合は、請求日に関わらず2月1日（日）以降の発送となります。

<不在者投票宣誓書（兼請求書）の送付先・問合せ先>

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚55 小川町選挙管理委員会

電話 0493-72-1221 (内線212)

不在者投票 宣誓書兼請求書

記載例

私は、第51回衆議院（小選挙区選出・比例代表選出）議員選挙の当日、下記いずれかの事由に該当する見込みであることを公職選挙法施行令第52条の規定により宣誓し、併せて、投票用紙等の交付を請求します。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域外に旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

太枠内を自署してください。

(ふりがな) 氏名	おがわ たろう 小川 太郎
選挙人名簿に記載 されている住所	小川町 大塚55番地 小川町に住んでいた時の住所
滞在先（送付先） 住所	(〒999-9999) 東京都渋谷区●●●● (電話 123-456-7890)
生年月日	明治・大正・昭和・平成 ●年 ●月 ●日

(衆議院総選挙以外の投票用紙について)

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の交付を

あわせて請求します・請求しません。

(上記いずれかを○で囲んでください。)

※国民審査投票用紙を請求する場合、投票用紙は衆議院総選挙の投票用紙とあわせて
2月1日以降の発送となります。

令和 8 年 ● 月 ● 日

(宛先) 小川町選挙管理委員会委員長

※ 事務処理欄（これより下は、記入しないでください。）

投票区	名簿番号	選挙の種類				
		衆小	最	参選	知	長
区分	点字	代理		証明書		

請求	・	直・郵
交付	・	直・郵
受理	・	直・郵
返還	・	直・郵